

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

測量計画機関である朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

朝霞市根岸台五丁目地内

四 作業期間

平成二十七年六月十五日から平成二十八年三月二十五日まで